

非公募により指定管理者を指名する施設と理由

No.	施設名・指定期間	指名する指定管理者	非公募とする理由	選定根拠	所管
1	むかわ町鶴川厚生病院 R4. 4. 1～R14. 3. 31 (10年間)	北海道厚生農業協同組合連合会 (継続)	この施設は、平成19年度に北海道厚生農業協同組合連合会から移管を受け町立病院として開設したものであり、移管以降も非公募の指定管理者として同連合会が病院経営を担ってきた。町民から医療の継続性及び安全性が求められている中、医療サービスを継続的に提供するなど地域貢献が図られている。また、経営主体である厚生連は、公的医療機関の開設者として位置付けられており、極めて公共性の高い団体であるとともに、この間の新型コロナウイルス感染予防対策において、町と密な連携を図り、その計画に尽力されているため。	規則第5条 第6号該当	健康福祉課 保健G
2	樹海温泉はくあ R4. 4. 1～R7. 3. 31 (3年間)	株式会社 シオニー (継続)	樹海温泉ほべつの温泉化以降、同一の源泉を使用しており、源泉の安定的確保や冷泉運搬業務を一体的に管理している。また共通入場券を発行することで効率的な運営や利便性が図られている。 2つの施設は、令和4年度中に施設のあり方について検討を進めるため、指定管理期間を3年間の短期とするものであるが、一体的な管理体制となって以降は、株式会社シオニーが指定管理者として、地域町民はもとより穂別キャンプ場利用者にも親しまれる管理運営を行っており、この期間中においても、これまでの経過や実績を踏まえ、安定して適正かつ効率的なサービスの提供が期待できるため。	規則第5条 第9号該当	経済恐竜ワ ールド戦略室
3	樹海温泉ほべつ R4. 4. 1～R7. 3. 31 (3年間)	株式会社 シオニー (継続)	樹海温泉ほべつの温泉化以降、同一の源泉を使用しており、源泉の安定的確保や冷泉運搬業務を一体的に管理している。また共通入場券を発行することで効率的な運営や利便性が図られている。 2つの施設は、令和4年度中に施設のあり方について検討を進めるため、指定管理期間を3年間の短期とするものであるが、一体的な管理体制となって以降は、株式会社シオニーが指定管理者として、地域町民はもとより穂別キャンプ場利用者にも親しまれる管理運営を行っており、この期間中においても、これまでの経過や実績を踏まえ、安定して適正かつ効率的なサービスの提供が期待できるため。	規則第5条 第9号該当	経済恐竜ワ ールド戦略室
4	穂別豊進国民休養地野 営場「穂別キャンプ 場」 R4. 4. 1～R7. 3. 31 (3年間)	株式会社 シオニー (継続)	この施設は、平成24年度から株式会社シオニーが指定管理者として、利用客に親しまれる管理運営を行っている。 また、現有施設は入浴施設が整備されておらず、多くの利用客の入浴施設としての相乗利用となり関係性が高い、別の公の施設である「樹海温泉はくあ」において、施設のあり方について検討を進めることから、指定管理期間を同様に3年間とするものであるが、この期間中においても、これまでの経過や実績を踏まえ、安定して適正かつ効率的なサービスの提供が期待できるため。	規則第5条 第9号該当	経済恐竜ワ ールド戦略室